

# ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」）は、黒字化達成支援システム（以下「本ソフトウェア」）に関して有限会社シグマ経営（以下「甲」）と貴社・貴殿（以下「乙」）の間で締結される法的な契約書です。甲と乙は、甲が本ソフトウェアの使用を乙に許諾することに関し、本契約を締結します。

## 第1条（使用許諾）

- 1.乙は本ソフトウェアをライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューターにインストールして使用することができます。
- 2.本ソフトウェアの利用は、日本国内に限ります。

## 第2条（再許諾）

乙は、本ソフトウェアを乙の事業のためにのみ使用することができます。本ソフトウェア製品を乙以外の第三者へ再許諾・貸与等することはできません。

## 第3条（目的外使用の禁止）

乙は、乙の事業の目的（以下「本目的」）でのみ本ソフトウェアを使用することができ、本目的以外に本ソフトウェアを使用できません。

## 第4条（対価）

乙は、本契約に基づく本ソフトウェア利用の対価として、次のとおりの金員を甲に支払います。

- （1）一時金：15,000(消費税込み)
- （2）支払条件：当該ソフト納品後 14日以内

## 第5条（権利帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」）は、甲に帰属します。本契約の締結によって、本ソフトウェアの著作権や商標権などの知的財産権が、甲から乙へ移転することはありません。

## 第6条（禁止事項）

甲が、当社の書面による事前の承諾なく下記の行為を行うことを禁止します。

- （1）本ソフトウェアを他の媒体へ複製し、第三者に譲渡・貸与すること
- （2）本ソフトウェアを改変すること

#### 第7条（保守）

本契約は、本ソフトウェアを本契約に従って利用することを許諾するものです。乙が本ソフトウェアに関するサポートサービスを希望される場合、別途、サポートサービス契約を締結する必要があります。

#### 第8条（監査）

乙は、本契約期間中、甲から本ソフトウェアの利用状況についての報告を求められたときは、甲に対し、速やかに書面にてその旨を報告するものとします。

尚、甲が監査を実施する必要があると判断した場合、乙の承認を得ることなく本ソフトウェアの利用状況について甲から委託を受けた第三者による監査を実施することができるものとします。監査の実施にかかる費用は、乙の負担とします。

#### 第9条（表明保証）

1.甲は、乙は、本ソフトウェアが甲所定の稼働環境で使用された場合に、甲所定の仕様どおり稼働することを保証します。

2. 前項の保証責任として、甲所定の仕様どおりに稼働しない場合、甲は本ソフトウェアの修補、取り替えを行います。ただし、以下の場合には、甲は保証責任を負わないものとします。

(1)乙が本ソフトウェアをマニュアル記載どおりに使用していない場合

(2) 本ソフトウェアが甲以外の第三者によって改変、加工された場合

#### 第10条（第三者による権利侵害）

1.甲および乙は、本ソフトウェアの著作権等に関し、第三者による権利侵害又は権利侵害のおそれのある行為を発見したときは、直ちに相手方に通知するものとします。

2.前項の場合において、乙が当該第三者に対して訴訟、仲裁その他の法的手段を提起し、または和解その他に関する紛争解決を行うことを希望する場合、乙がその費用を負担するものとします。

3.甲は、乙に対して、前項に定める第三者に対する法的な対応に関し、必要な技術的その他の情報を提供する等、合理的な範囲で誠実に協力します。

#### 第11条（差止請求）

甲は、乙が本契約に違反した場合、乙に対して本ソフトウェアの使用の差止めを請求できます。

#### 第12条（契約の解除・損害賠償）

乙が本契約の条項に違反し、甲が違反の是正を催告した後、10日以内に是正されなかった場合、甲は本契約を解約し、乙の本ソフトウェアの使用を終了させることができます。併

せて、甲は乙に損害の賠償を請求することができます。

第 13 条（協議）

本契約に規定されていない事項については、甲および乙は誠意をもって協議するものとします。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合、神戸地方裁判所を管轄裁判所として処理するものとします。

本契約が成立した証として、本書を 2 通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管します。

年 月 日

甲：有限会社 シグマ経営  
代表取締役 進藤 寛治 印

乙：

代表者代表取締役 印